

## 子育て世帯支援給付金 申請に関する注意事項

### 【支給対象者について】

- 対象児童の保護者の方で、生計を維持する程度の高い方（父母のうち所得の高い方）
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に支給します

### 【対象児童について】

- 基準日（令和5年12月8日）現在、津幡町の住民基本台帳に登録されている平成17年4月2日以降に出生した児童

### 【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり **10,000円**です。

### 【申請について】

- 電子申請を行うか、申請書を子育て支援課へ提出してください。

#### 電子申請

右記QRコード、もしくは、下記URLにより電子申請を行ってください。

[https://apply.e-tumo.jp/town-tsubata-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=486](https://apply.e-tumo.jp/town-tsubata-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=486)

申請締切：令和6年2月29日（木）



#### 申請書による申請

子育て支援課の窓口までお持ちいただくか、郵送によりご提出ください。

提出締切：令和6年2月29日（木）必着

※申請に際し、振込先金融機関口座確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカード等の写し）と本人確認書類（運転免許証等）、対象児童との関係性が分かる書類をご用意ください。

### 【その他】

- 申請内容に不明な点があった場合、津幡町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに最寄りの警察又は津幡町の窓口にご連絡ください。
- 子育て世帯支援給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯支援給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、表面の問合せ先までお問い合わせください。